

海外事務所だより

ソウル事務所

# 世界初！地方自治体で始まる ジェンダー（性認知）予算制度

（一財）自治体国際化協会ソウル事務所所長補佐 森 法子（長崎県派遣）

協力：韓国地方行政研究院 シン 申 ドゥソップ 斗燮

韓国ドラマといえば、少し強気な女性と彼女をやさしく見守り尽くしてくれる男性のカップルが定番ですね。その影響からか、韓国に赴任していると「韓国の男の人ってやさしいでしょ？」と聞かれることが多いのですが、韓国人の友達からは「韓国ドラマで主人公がやさしそうだからって、韓国人が全員そうとは限らないわよ。日本人の男の人も、半沢直樹みたいに土下座ばかりしてないでしょ」といわれ、ドラマと一般社会は同一視してはいけないなということと、月並みですが、人間性というのは国によらずに人によるのではないかなという結論に達している今日この頃です。

韓国は儒教の影響もあり、一昔前は男尊女卑の思想が日本よりも強かったともいわれています。しかし、憲政史上初めての女性大統領も登場し、近年、ジェンダー政策に積極的に取り組んでいます。今回は、世界で初めて国家財政と地方財政の両方において導入されるという「ジェンダー予算制度（韓国では性認知予算制度）」についてご紹介します。

## 聞きなれない言葉？ ジェンダー予算 (gender sensitive budget) とは

ジェンダー予算制度は、予算編成と執行の過程で男女別に及ぼす影響を考慮し、両性が性差別なく平等に恩恵を享受するための試みといえます。1995年の国際連合世界女性大会で、ジェンダーの主流化 (gender mainstreaming) とその概念を予算策定過程に反映させる「ジェンダー予算の考え方」についての合意がなされました。その後、2001年ブリュッセルで開かれた国連婦人開発基金 (UNIFEM: 現 UN Women) の会議では、世界各国が2015年までにジェンダー予算分析を行うよう、呼びかけを行っています。

現在、90を超える国でジェンダー予算制度が施行されており、韓国でも国家予算についての実施はすでに始まっています。地方自治体の事業は日常生活と密接な公共サービスを提供していることから、地方まで広がる今回の取り組みは、ジェンダー予算制度の効果を住民が実感できる効果が高いのではと期待されているのです。

表1 韓国でのジェンダー予算制度導入の経緯

2002.10	韓国女性団体連合「女性関連予算及び政策要求」請願書を国会提出
2002.11	国会女性委員会「性認知予算編成及び資料提出要求決議案」を本会議提出、原案可決
2003	国会女性委員会懇談会「性認知予算分析方法と課題」
2005.3	国会女性委員会専門家懇談会「性認知予算の国内外における現状と課題」
2005.11	国会男女平等フォーラムの要求により予算決算委員長「性認知予算編成のためのタスクフォース」の構成合意
2006	2007年度 予算ガイドラインに性認知予算編成指針について明記
2006	国家財政法制定（性認知予・決算書作成と提出条項）
2008	2009年度 性認知予算書試験作成
2009	2010年度 性認知予算書国会提出、地方財政法改正案発議
2011.3	地方財政法改正・公布 2011年度性認知決算書国会提出
2012.11	地方自治体2013年度性認知予算書地方議会提出
2015	地方自治体2014年度性認知決算書地方議会提出予定（地方での性認知予算制度の本格始動）

表2 地方財政法・地方財政法施行令抜粋

地方財政法（2011年3月8日改正）

第36条の2（性認知予算書の作成・提出）①地方公共団体の長は、予算が女性と男性に与える影響をあらかじめ分析した報告書（以下「性認知予算書」とする。）を作成しなければならない。

第53条の2（性認知決算書の作成・提出）①地方公共団体の長は、女性と男性が均等に予算の恩恵を受け予算が性差別を改善する方向に執行されたかを評価する報告書（以下「性認知決算書」とする。）を作成しなければならない。

地方財政法施行令（2011年9月6日新設）

第40条の2（性認知予算書の内容と作成基準）①法第36条の2による性認知予算書（以下「性認知予算書」とする。）には、次の各号の内容が含まれていなければならない。

1. 性認知予算の概要と規模
2. 性認知予算の性平等において期待される効果、成果目標及び性別受益の分析
3. その他行政自治部長官が定める事項

第63条の2（性認知決算書の内容と作成基準）①法第53条の2による性認知決算書（以下「性認知決算書」とする。）には、次の各号の内容が含まれていなければならない。

1. 性認知決算の概要
2. 性認知予算の執行実績
3. 性平等効果分析と評価
4. その他行政自治部長官が定める事項

## ジェンダー予算って、女性のための予算？

例えば、男女のトイレはそれぞれ同じ面積で作られていても、女性用トイレだけ行列ができることがしばしばあります。トイレでの滞留時間は男女で差があるのに、それを考慮しないまましていると女性の方が混み合う結果になります。この場合、女性用のトイレを増やしておくことがむしろ機能の面からは平等だということになります。

しかし、ジェンダー予算分析は、女性の不利益にだけ着目するものではありません。地域の公民館講

座で昼だけに講座を開催すると、受講できるのは必然的に主婦などの女性が多くなり、男性の受講率が低くなってしまいます。それを解消するためには、男性が受講しやすい夜の講座も増やしていく、といった具合に、男女のどちらかに恩恵が偏っていないかを点検し、性不平等の是正を促進する役割をもっています。

対象事業は女性政策推進事業、性別影響分析評価事業および自治体が別途推進する事業に分けられ、成果目標を定めることが困難な経費などについては対象事業から除かれています(表3)。

表3 性認知予算対象事業

対象事業	備 考
女性政策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次女性政策基本計画（2013～2017年度）による年度別地方自治体施行計画推進事業</li> <li>・自治体が策定した女性政策関連基本計画に含まれている事業、そのほか女性を主な対象とし、女性の社会参加の拡大と権益増進などを図り、女性の家事負担など家族内の性不平等を改善することができる事業</li> </ul> ※女性政策基本計画は、女性発展基本法に応じて女性家族部長官が5年ごとに策定
性別影響分析評価事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別影響分析評価法による性別影響分析評価対象予算事業</li> </ul>
自治体が別途推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の長の公約事業及び主要事業で、性別受益分析が可能であると判断される事業、性不平等もしくは性別格差改善可能性が大きな事業</li> </ul>

対象外：行政運営費、財務活動費など

## 性認知予算書作成の実務について

安全行政部（現：行政自治部）は、地方自治体性認知予算書作成のガイドライン「2015年度地方自治体予算編成運用基準と基金運用計画作成基準」を各自治体に配付しました。性認知予算書の主務部署である安全行政部が、国家政策の方向、女性政策基本計画、性別影響分析評価などとの連動性もふまえ女性家族部と協議し、性認知予算書対象事業選定および作成に関する基準などを定めています。

自治体では、8～9月（地域により10月まで）に各地域性別影響分析評価センターと協力して対象事業を選定し、性認知予算書作成研修および作成コンサルティングを通じて性認知予算書を作成します。対象事業の選定は、各自治体の性平等目標をふまえて検討を行い、作成した性認知予算書を事業予算に反映していきます。

予算部門は10月までに部署別に性認知予算書を取りまとめ、11月には予算添付書類として、地方議会に提出します（表4）。

表4 「2015年度地方自治体性認知予算書」作成推進日程

時期	推進内容
7月	○2015年度性認知予算書作成基準作成・配付（安全行政部→各自治体）
8～9月	○対象事業選定（各自治体） ○性認知予算書作成支援とコンサルティング —（作成支援）韓国女性政策研究院性認知予算センター —（コンサルティング）16の地域に設置されている性別影響分析評価センター —（研修）韓国両性平等教育振興院、韓国地方行政研究院など ○2015年度性認知予算書作成（個々の事業部門）
9～10月	○2015年度性認知予算書作成、とりまとめ（女性政策担当部署および事業担当部署→予算部門） —女性政策担当部署は性別影響分析評価センターなどと協力し、自治体の対象事業を選定、予算部門に提出（選定の総括は予算部門が担当） —各事業担当部署は対象事業の性認知予算書を作成、部門別にとりまとめ予算要求書と共に予算部門に提出
10～11月	○性認知予算書検討および確定（予算部門）
11月	○性認知予算書地方議会提出 —2015年度予算添付書類として性認知予算書議会提出

参考：安全行政部（2014）「2015年度地方自治体予算編成運用基準と基金運用計画作成基準」

## 女性活躍支援策の効果は？

世界経済フォーラムが発表する2014年のグローバルジェンダーギャップ指数によると、韓国の順位は142か国中117位とまだまだ女性の地位が高いとはいえません（日本は104位）。

しかし、2005年にクォーター制を取り入れた国会議員については、日本よりも高い割合を維持しており（図1）、若い世代については女性の給与が上昇、男女間の給与格差がOECD平均水準まで改善する

など明るい材料もあります（図2）。

韓国では女性を取り巻く子育て・職場環境の整備はもとより、ジェンダー予算制度やポジティブアクションをはじめとする海外の先進事例を積極的に取り入れ、ドラスティックに変えていこうとする社会の勢いを感じます。

今後このような政策を通じて、どのように韓国が変わっていくのか引き続き注目していきたいと思えます。

